

# 令和5年度建設業講習会

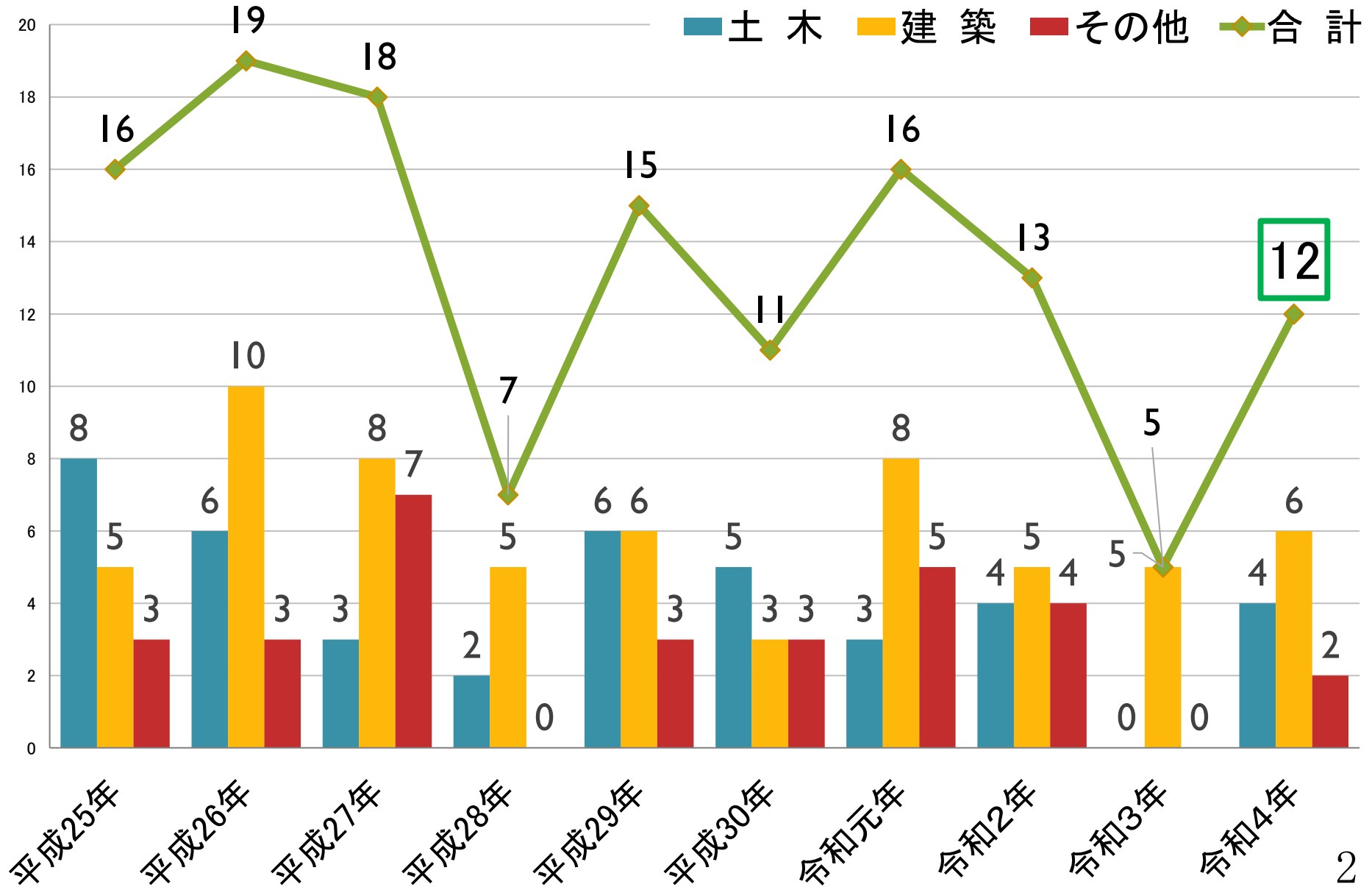


愛知労働局労働基準部安全課  
伊藤敏彰

# 労働災害発生状況

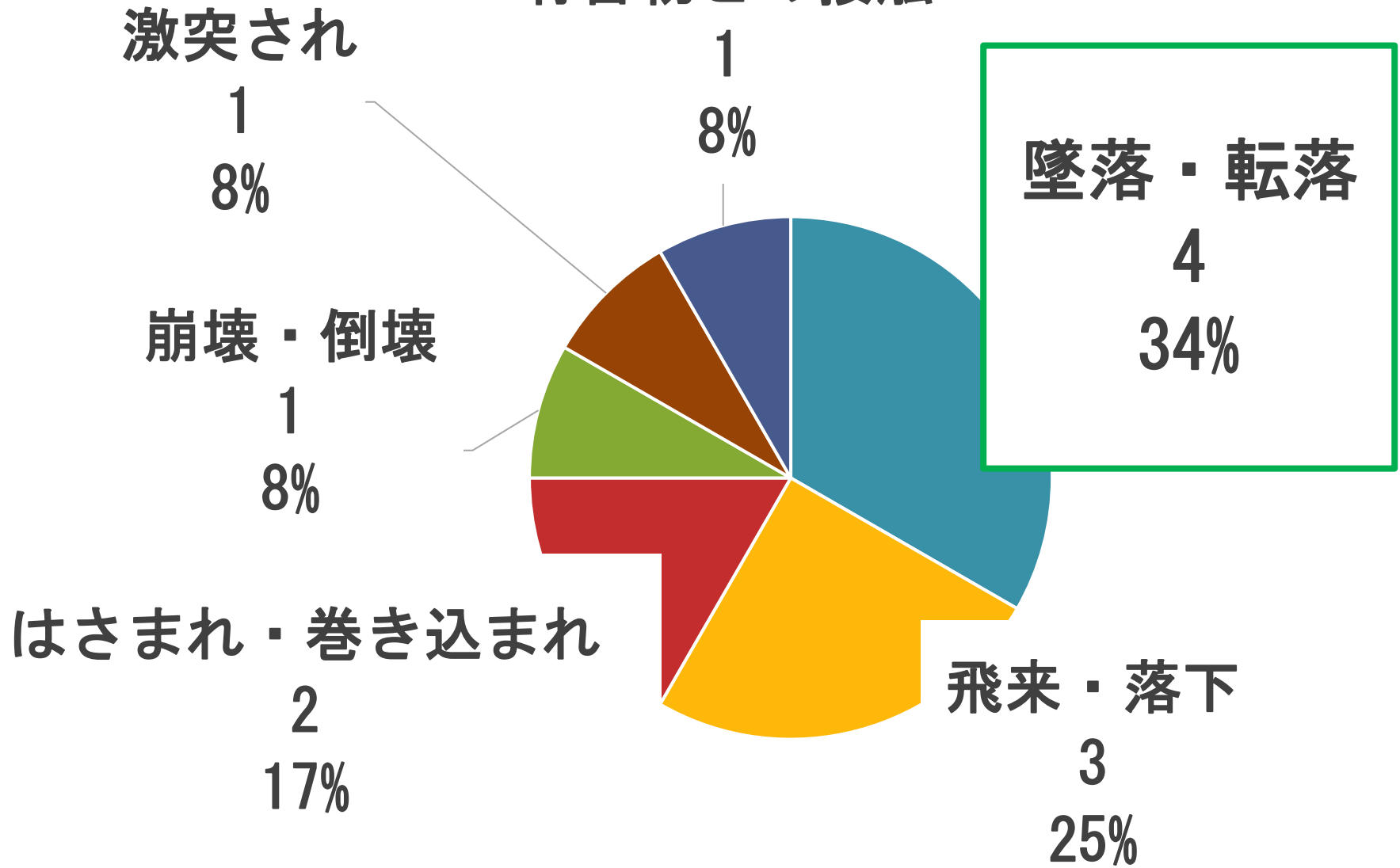
---

# 死亡災害の推移

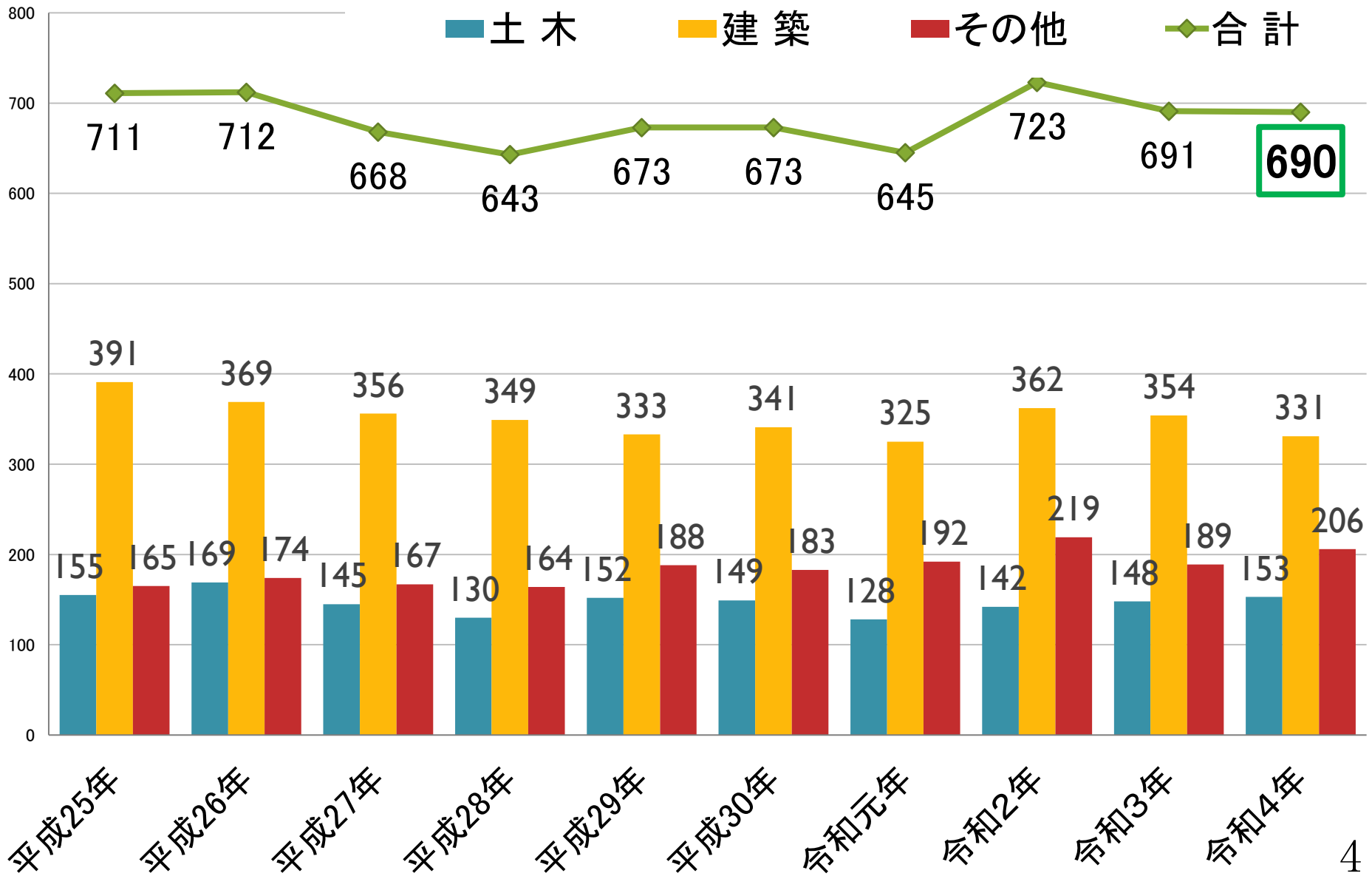


# 令和4年の事故の型別死亡災害の発生状況

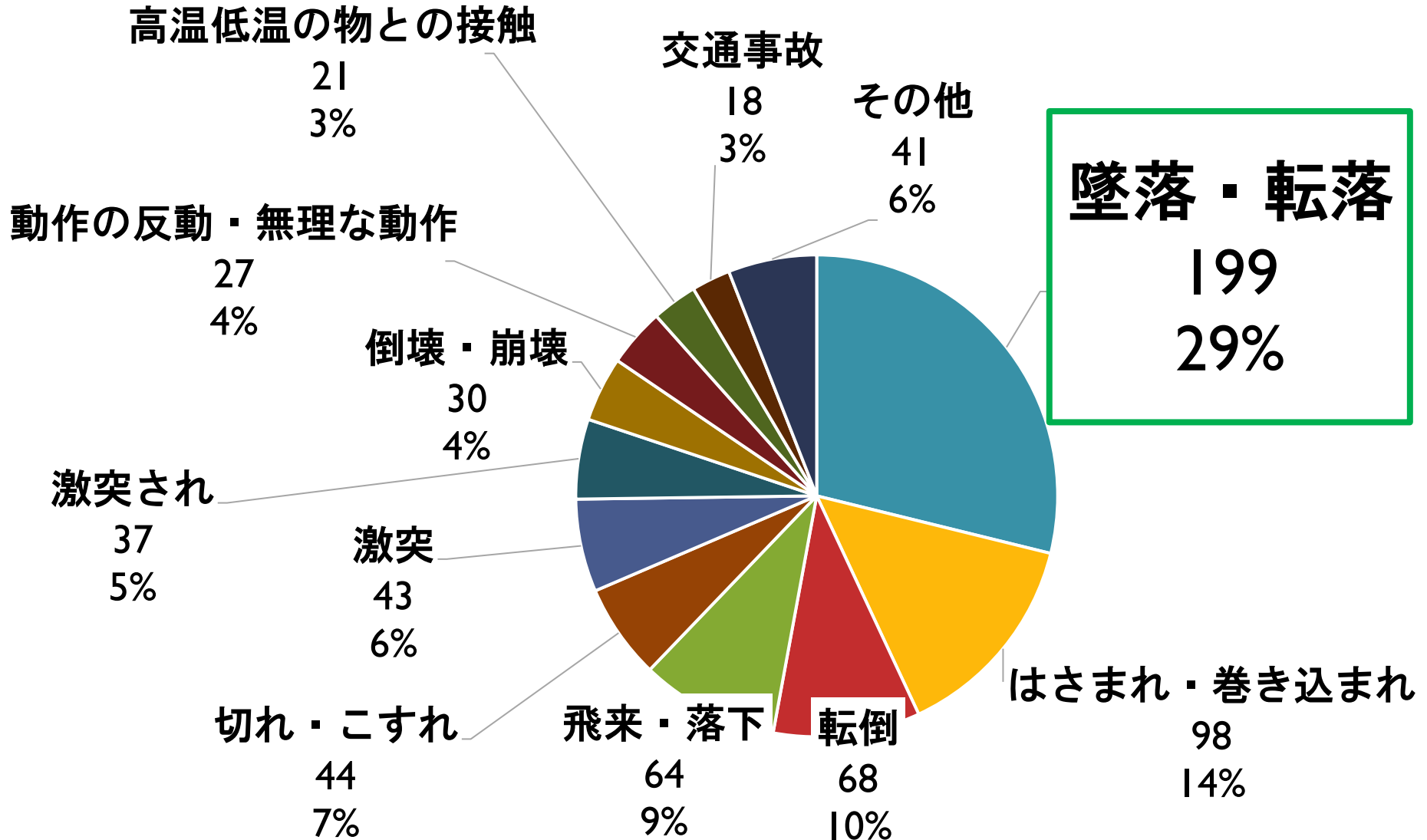
有害物との接触



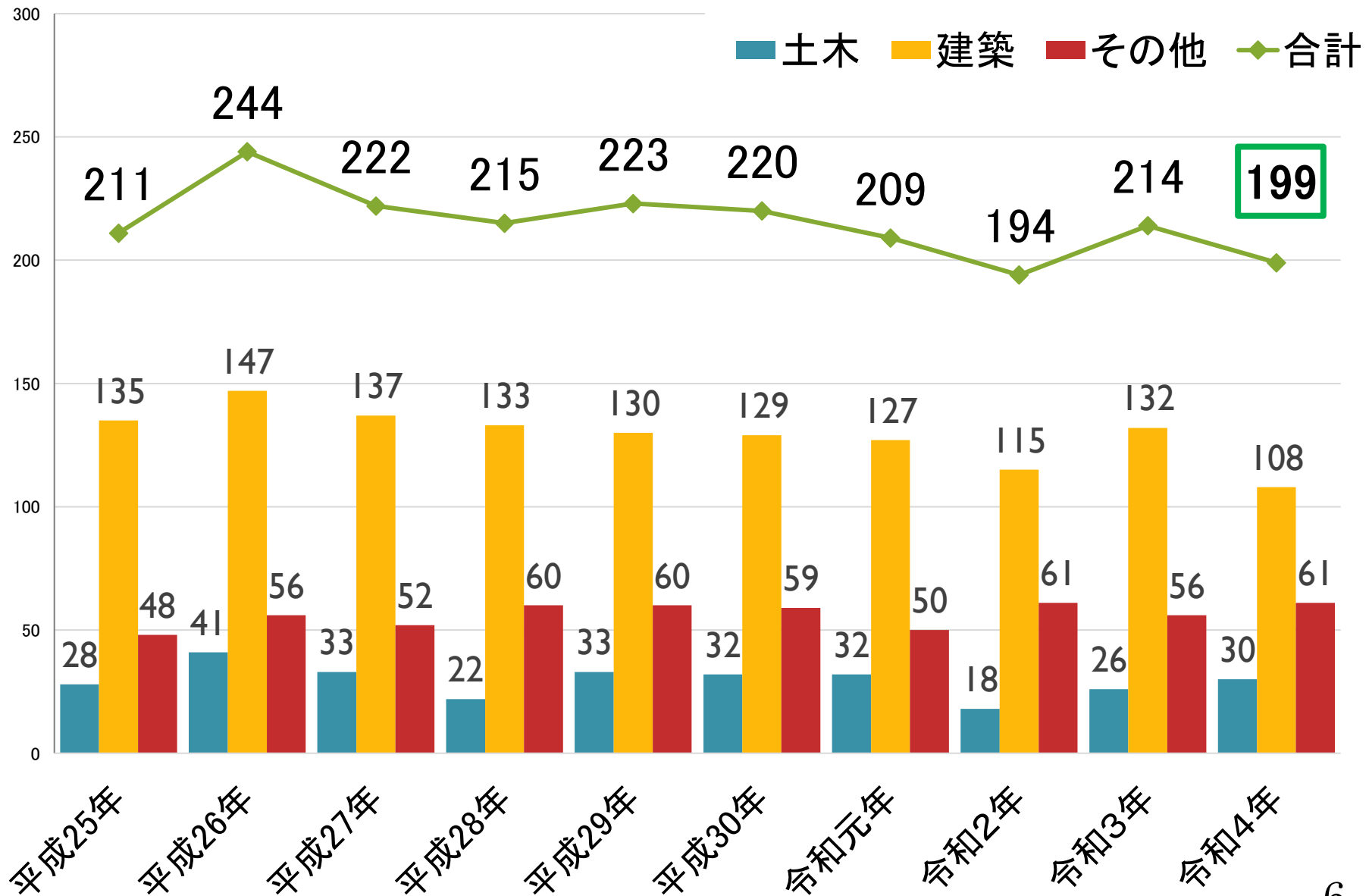
# 死傷災害の推移



# 令和4年の事故の型別死傷災害の発生状況



# 墜落・転落の死傷災害の推移



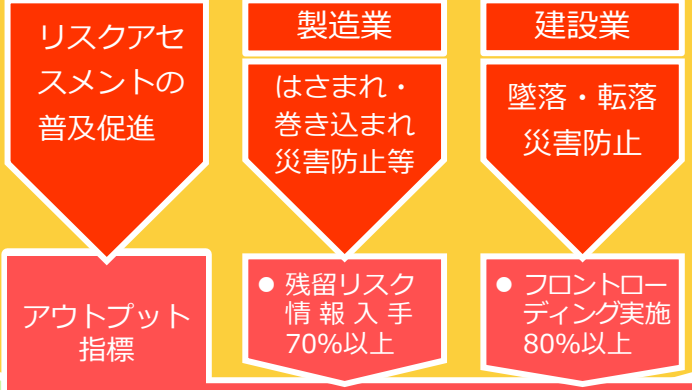
# 第14次労働災害防止計画



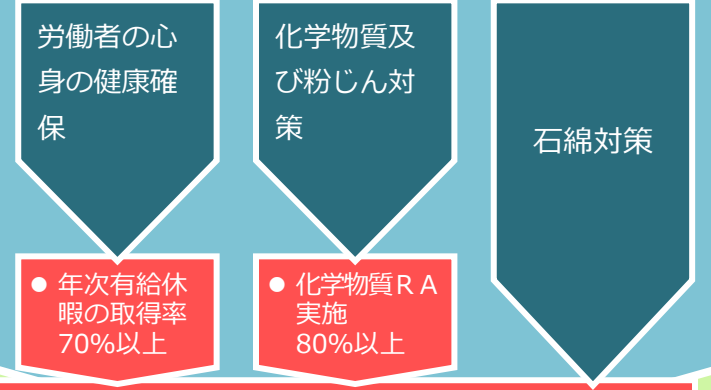


「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

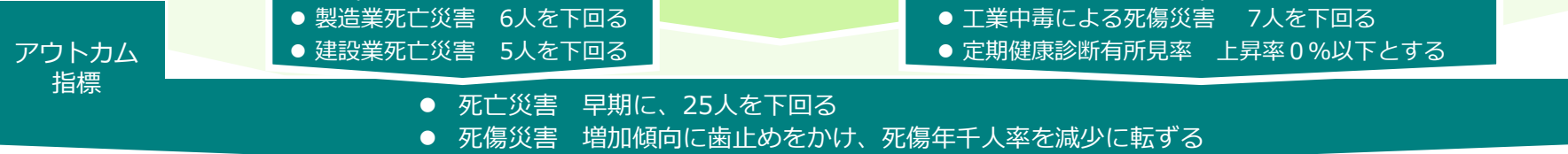
**重篤な労働災害の防止**



**総合的な健康対策**



● 「安全経営あいち賛同事業場」 1000事業場以上



**計画のねらい**

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

## 重点事項ごとの具体的取組

	項目	主な内容
(1) 「安全経営あいち®」の推進	ア 「安全経営あいち賛同事業場制度（仮称）」の運用による機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。</li> </ul>
	イ +Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。</li> </ul>
(2) 重篤な労働災害の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。</li> <li>「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。</li> </ul>
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。</li> <li>「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。</li> </ul>
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。</li> <li>工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。</li> </ul>
(3) 総合的な健康対策	ア 労働者の心身の健康確保のための総合的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。</li> </ul>
	イ 化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。</li> </ul>
	ウ 石綿による健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。</li> </ul>

- 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。



# 第14次労働災害防止推進計画

## ■ 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

- ◆ **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング (Well-being)**を実現する。

### (2) 計画期間

- ◆ 2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

### (3) 計画の目標

- ◆ 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

令和5年3月 **愛知** Aichi Labour Bureau **労働局**



# 改正労働安全衛生規則の概要

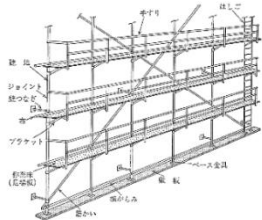
---

## 足場に係る規則改正等

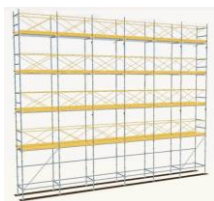
# 改正労働安全衛生規則について

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

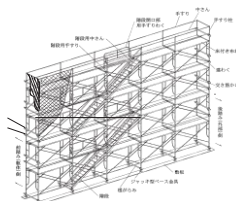
本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



(※) 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加するもの。

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

# 一側足場の使用範囲の明確化について

## 1 「幅が1メートル以上の箇所」について

### 基本的な考え方

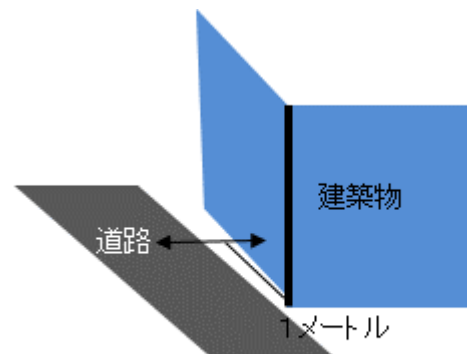
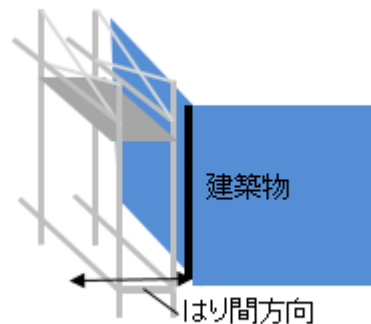
足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。

### 例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。

### 事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。



注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

# 一側足場の使用範囲の明確化について

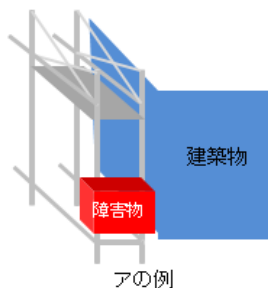
## 2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

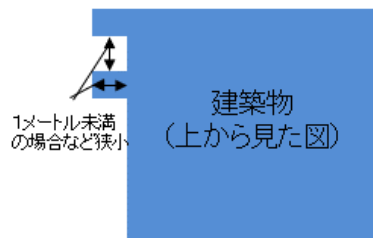
### 具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

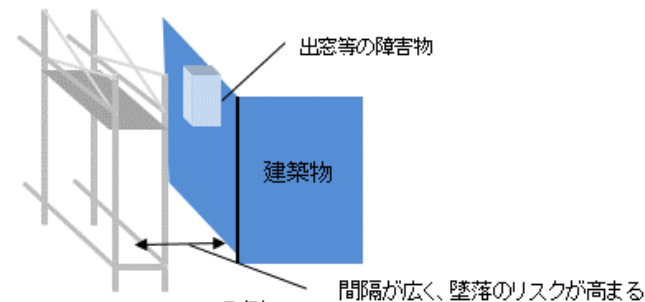
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例



イの建築物の例



エの例

## 3 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。



# 足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

## 足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）を活用することが望ましいこと。

（※）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

## 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

- 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。  
なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場用（注1）

足場等点検チェックリスト

作業名（ ） 工期（ ）

発注者氏名（ ） 注2

点検者氏名（ ） 注3

検査場所（ ） 注4

点検事項（注5）	点検の内容（注6）	長尺（注8）	垂直（注8）	傾斜（注10）
1 材料の提供、取付け及び取壊しの状態				
2 連結、布、脚子等の取付け、接続部及び取組部の組み立ての状態				
3 架設材及び架設器具の取付け及び取壊しの状態				
4 足場用確保防止設備の取付け及び取壊しの状態（注11）				
5 垂木等（物体の落下防止装置）の取付け及び取壊しの取付けの状態				
6 継ぎ目の取付け及び取壊しの状態				
7 釘か、板、等、取付け及び取壊しの取付けの状態				
8 連結、布及び脚子の取付けの状態				
9 取付け、取壊し、取付け及び取壊しの取付けの状態				

足場の種類別点検チェックリスト